

枚方市障害者地域生活支援事業業務委託契約書
(通学支援事業)

枚方市障害者地域生活支援事業の実施につき、発注者枚方市（以下「発注者」という。）と
受注者（法人名）_____（以下「受注者」という。）
とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

- 第1条 発注者は、次条に掲げる事業に係る業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。
- 2 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書及び留意事項等に従い、日本国の法令を遵守し、この委託契約を履行しなければならない。
- 第2条 受注者は、発注者の指示に従い、枚方市障害児通学支援事業実施要綱に規定する通学支援事業（以下「本件事業」という。）を実施するものとする。
- 第3条 委託料は、受注者が本件事業の利用者にサービスを提供した時間に応じて、最初の1時間までは2,000円、それ以後は15分ごとまでにつき500円を加算した額を基準として算定した額から、利用者負担額を差し引いた額とし、発注者は、実績払いにより受注者に支払うものとする。
- 2 契約の期間は、令和 年 月 1日から令和8年3月31日までとする。
- 第4条 受注者は、前条の委託料を、本件事業の利用者にサービスを提供した月の翌月20日まで利用報告書等を添えて請求するものとする。
- 2 発注者は、受注者の請求を受理した場合、その内容を審査し、適切であると認めた場合、委託料を速やかに支払うものとする。
- 3 発注者は、受注者が偽りその他不正の手段により委託料の支払を受けたと認めるときは、受注者に既に支払済みの委託料を返還させることがある。
- 第5条 受注者は、利用者から発注者の定める利用時間あたりの利用者負担額を徴収することができる。ただし、利用者の課税状況に応じて発注者が別に定める限度額を超えて徴収してはならない。
- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第7条 受注者は、第1条の規定により発注者が受注者に委託する業務（以下「本件委託業務」という。）の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第8条 本件委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する事由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定めるものとする。
- 第9条 発注者は、必要に応じて受注者の事業実施状況を検査し、又は報告及び資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し必要な指示をすることができる。

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は本件事業の委託を一時停止することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について不正な行為があったときその他枚方市契約規則に違反したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約又は前条第2項の指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく居宅介護等の指定障害福祉サービス事業者等の指定取消処分または効力停止処分を受けたとき、並びに居宅介護等の事業を廃止または休止したとき。

2 受注者は、契約の解除又は本件事業の委託の一時停止があったときは、利用者がサービスを継続的に受けることができるよう、他の事業者への引継ぎ等必要な措置を講じなければならない。

第11条 発注者は、必要がある場合には、本件委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、この契約の有効期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して変更契約により、これを定める。

第12条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

2 受注者は、発注者から提供された個人情報を第三者に漏れないよう適切に保管及び管理しなければならない。

第13条 この契約に疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項その他必要事項については、双方誠意をもって協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 1日

発注者 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆 印

受注者 (所在地)

(法人名及び事業所名)

(代表者)

印